

令和7年度 入学料免除及び徴収猶予について

配 付 書 類

・提出書類一覧

----- 申請書類 -----

・入学料免除願

・入学料徴収猶予願

・提出書類確認書（様式1）

・家庭調書

該当するもの

全員提出

（様式2） ・給与支給（見込）証明書

（様式3） ・退職及び退職金支給証明書

（様式4） ・無収入申立書

（様式5） ・母子・父子世帯等申立書

（様式6） ・在学及び就学状況等証明書

（様式7） ・長期療養者に係る支出（見込）額等申立書

（様式8） ・主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書

提 出 期 限

令和7年3月19日（水）

提 出 場 所

学生課学生生活係窓口

※期限後の提出は受けませんので、余裕をもって提出するようにしてください。
証明書等発行の都合上、遅れる場合は期限内に学生生活係へ申出てください。

※申請期間中に直接窓口へ来られない場合は、郵送でも構いません。
なお、ご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

書類提出先および問合せ先

〒517-8501

三重県鳥羽市池上町1番1号

鳥羽商船高等専門学校 学生課 学生生活係

TEL：0599-25-8033

FAX：0599-25-8077

提出書類一覧

1 全員が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
申請者全員提出	入学料免除願，入学料徴収猶予願 の内該当するもの	
	提出書類確認書	(様式1)
	家庭調書	
	市区町村発行の所得証明書 ・令和6年度分 ・合計所得金額，課税標準額，市民税・県民税額， 所得控除の内訳を記載したもので，免除申請者と 生計を一とする世帯の全員分 (就学者，15歳未満，専業主婦等を含む) ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は， 非課税証明書 ※収入がないため申告しておらず所得証明書等に 金額が記載されない者について，無収入申立書 による申立てを行う場合は，新たに申告し所得 証明書等を再取得する必要はありません。	市区町村役場
	住民票の写し (免除申請者と生計を一とする世帯全員分)	市区町村役場

2 該当者が提出するもの

「提出書類確認書」(様式1)により，該当する書類を提出してください。

I. 入学料免除および徴収猶予について

1. 入学料免除及び徴収猶予

免除の対象者

本校入学前1年以内（令和6年4月から令和7年3月）において、入学生の学資を主として負担している者が死亡し、又は入学する者若しくは、学資負担者が風水害の災害等を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者。

徴収猶予の対象

- 1) 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合。
- 2) 特別な事情（入学料免除と同じ理由）のある者。

※入学料について、不許可を通知された日から起算して14日以内に納付していただきます。

II. 申請書類作成要領

1. 入学料免除願および入学料徴収猶予願についての注意点

- ①日付は提出年月日を記入してください。
- ②申請者（学生）の学年は、令和7年4月の状況で記入してください。
- ③申請者氏名（学生）・保証人氏名（保護者）は、それぞれ本人が署名してください。
- ④事由の欄は、申請者（学生）本人が申請する形式の文書で必ずご記入ください。

2. 家庭調書記入についての注意点

- ①氏名・生年月日・性別・入学年度・学科学年は必ず記入してください。令和7年4月の状況で記入してください。
- ②申請者（学生）本人の現住所・電話番号は必ず記入してください。
- ③申請者（学生）本人の奨学金の有無の欄は、記入不要です。
- ④就学者を除く家族欄には、同居・別居にかかわらず、同一生計である者全員の氏名・続柄・年齢・職業・勤務先を必ず記入してください。ただし、別居独立の生計を営む兄弟姉妹は除きます。
- ⑤年収金額欄・所得金額欄は、記入不要です。
- ⑥就学者欄へは、小・中・高・高専・短大・大学・専修学校に在学する兄弟姉妹などを記入してください（学校名及び現在年齢を記入）。令和6年4月の状況で記入してください。
- ⑦年間奨学金額（令和7年度）の欄は、記入不要です。
- ⑧通学方法の欄は、就学者全員の通学方法について、必ずどちらかに○印を付けてください。
- ⑨主たる家計支持者は○印、別居者は×印を続柄欄に付けてください。
- ⑩収入状況前年1年分欄・臨時所得欄は、記入不要です。